

第8章 鎌倉市地球温暖化対策地域実行計画

1 温暖化緩和策

目標：二酸化炭素の排出量削減を推進し良好な生活環境を将来へ継承する。

◆目標達成するための指標

緩和策の目標を達成するため、平成 27 年(2015 年)に国が気候変動枠組条約事務局に提出した令和 12 年(2030 年)までに 26%削減の目標と、鎌倉市エネルギー基本計画の目標を踏まえ、鎌倉市域で排出される温室効果ガスの大部分を占める、二酸化炭素に特化した指標を掲げます。

鎌倉市域における令和 12 年度(2030 年度)の二酸化炭素排出量を、平成 2 年度(1990 年度)に比べ 31%削減する。

基本方針 1 行動を変える省エネルギーの推進（ソフト面）

基本施策

① 市民、事業者、滞在者の省エネ行動の促進

市民、事業者及び滞在者が、省エネにつながる行動に取り組みやすい環境を目指します。

② 市の率先行動の推進

市職員の省エネ行動を促します。

令和 3 年度の主な事業は以下のとおりです。

主な事業	事業実績
省エネ行動等の普及啓発	<ul style="list-style-type: none">・省エネナビ・エコワット貸し出し実績 省エネナビ 2 件、エコワット 0 件・省エネ関連パネル展 本庁舎ロビー（令和 3 年(2021 年) 6 月 3 日から 6 月 22 日） 笛田リサイクルセンター（令和 4 年(2022 年) 2 月 1 日から 2 月 10 日）・ライトダウンキャンペーン 令和 3 年(2021 年) 6 月 21 日及び 7 月 7 日 市役所本庁にて午後 8 時以降の消灯を実施しました。・児童向け環境教育事業 令和 3 年度（2021 年度）においては、新型コロナウイルスの影響により実施はなし。・学習会「地球環境と省エネ～上手な電気の使い方～」の実施（令和 3 年(2021 年) 11 月 10 日） 参加者 16 名

鎌倉市役所エコアクション 21 の徹底	かまくら環境白書掲載の環境マネジメント報告書にて取り組みに関する詳細を公表 https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kankyo/kankyohakusho.html
------------------------	--

基本方針2 物を替える省エネルギーの推進（ハード面）

基本施策

① 高効率機器の利用促進

エネルギー効率の高い機器へ更新を促進し、利用のための環境を整えます。

② 市施設における高効率機器の率先導入

市役所で使用する機器について、高効率機器に更新します。

令和3年度の主な事業は以下のとおりです。

主な事業	事業実績
防犯灯のLED化	市内の防犯灯について、ESCO 事業を活用した LED 化を平成 27 年度(2015 年度)に実施しました。 本事業では、防犯灯を維持管理する自治・町内会等 176 団体のうち、157 団体から合計 16,001 灯の防犯灯の移管を受けました。この 16,001 灯のうち、9%にあたる 1,489 灯については、既に自治・町内会等で LED 化されたものであり、残る 14,512 灯について LED 型防犯灯への交換工事を平成 27 年(2015 年)9 月から平成 28 年(2016 年)2 月末にかけて実施しました。 令和 3 年度(2021 年度)は上記の防犯灯に加え、自治・町内会等が新設し、市に移管を受けた防犯灯も新たに事業対象として維持管理を行いました(16,343 灯)。
市施設照明のLED化	令和 3 年度(2021 年度)は玉縄支所(6 台)の照明機器を LED 照明器具に交換しました。
電気自動車等の導入促進	平成 27 年度(2015 年度)から市民等の電気自動車の購入に対しても補助を実施しており、令和 3 年度(2021 年度)の補助件数は 4 件。

基本方針3 再生可能エネルギー等の導入促進

基本施策

① 再生可能エネルギー等の導入促進

市民や事業者による再生可能エネルギー導入を推進します。

② 公共施設における再生可能エネルギー等の率先導入

市施設において、太陽光発電設備を中心に再生可能エネルギーを導入します。

令和3年度の主な事業は以下のとおりです。

主な事業	事業実績
住宅用再生可能エネルギー等・省エネ機器設置費補助事業	市民等が住宅用の省エネ機器等を設置する際に設置費の一部を補助しており、令和3年度（2021年度）の補助実績は次のとおりです。 HEMS：21件、太陽光発電：43件、エネファーム：40件、蓄電池：35、電気自動車充電設備0件、ネット・ゼロ・エネルギーハウス（ZEH）加算6件の計149件
公共施設への再生可能エネルギー等率先導入	市の施設では15施設で太陽光発電設備を導入し、運用しています。 防災行政用無線子局150箇所について、蓄電池を配備し、引き続き運用しています。
未利用エネルギー活用に関する研究	バイオマス等のエネルギー活用に関する情報収集や関係機関との調整を行いました。

基本方針4 低炭素まちづくりの推進

基本施策

① 低炭素まちづくりに向けたハード整備

行政、民間の活動に関わらず、様々な手法を組み合わせ低炭素な都市基盤の整備を進めます。

② 低炭素都市実現に向けた環境づくり

低炭素都市を実現するため、市民や事業者との協働により地域全体で取り組める環境をつくりま
す。

令和3年度の事業は以下のとおりです。

主な事業	事業実績
鎌倉市都市計画マスタープラン推進事業	平成27年(2015年)9月に策定した「鎌倉市都市マスタープラン」に基づき、各課で行う事業に対し助言・指導等を行いました。 令和元年度から令和3年度までの3か年で都市再生特別措置法に基づく「鎌倉市立地適正化計画」を策定しました。
鎌倉フリー環境手形、パークアンドライドの実施	新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、鎌倉フリー環境手形及びパークアンドライドの利用の休止等について、関係機関との調整を行いました(利用状況については18ページ参照)。
(仮称)鎌倉ロードプライシングの検討(鎌倉市交通計画検討委員会)	令和3年度(2021年度)実績なし。
歩く観光の推奨	歩く観光について、観光マップ、ホームページでの情報提供などを実施しました。

基本方針5 「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現

基本施策

① 廃棄物の発生抑制・再利用・再生利用の促進

基本方針5に関しては、「環境基本計画第4章⑫廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用」の内容を踏襲しています。取り組み実績については、66～71ページの「第6章1(項目⑫)廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用」をご覧ください。

2 温暖化適応策

目標：地球温暖化に適応する地域社会の礎を創る。

◆目標達成するための指標

地球温暖化適応策としての機能を持ち、この目標の達成に貢献すると考えられる事業の実施回数や内容の変化をモニタリングし、その結果を指標として用います。

基本方針6 地球温暖化への適応

基本施策

① 地球温暖化に適した暮らしの促進

気候変動のリスクを低減するためには、温暖化の緩和対策と合わせて適応するための取組が必要と考えられています。市では、適応策としての機能を持つ取組等について情報発信するとともに市民や事業者の適応行動を促します。

令和3年度の主な事業は以下のとおりです。

主な事業	事業実績
温暖化による影響とその対策に関する情報提供と啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・HPやSNS（ツイッター）において、温暖化に関する情報や気象情報などの情報提供を実施。市民等に対し、節電やCOOL CHOICEなど温暖化に適応したライフスタイルを推進。 ・市役所や図書館で行う環境に係る展示等の情報提供。
緑地保全事業、緑化推進事業、公園整備事業の推進等によるヒートアイランド対策	<p>特別緑地保全地区の指定 11地区 約49.4ha</p> <p>契約及び指定の継続</p> <p>緑地保全契約 106件 48.3ha</p> <p>保存樹木 66件 325本</p> <p>保存樹林 176件 235.2ha</p> <p>保存生け垣 105件 9,182.5 m³</p> <p>緑化指導の実施 64件</p> <p>まち並みのみどりの奨励事業の実施 8件 総延長 80.43m 交付額 500,800円</p>